

京都市上下水道局告示第67号

下水道法第4条第1項の規定に基づき、京都府木津川流域関連京都市公共下水道事業の事業計画を変更することについて、事業計画の案を作成しましたので、同法施行令第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成26年3月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 事業計画の名称

京都府木津川流域関連京都市公共下水道事業計画

2 変更に係る予定処理区域

京都市伏見区向島丸町、同区向島西定請、同区向島新上林、同区向島二本柳及び同区向島下五反田地内

3 工事の予定年月日

昭和61年8月26日から平成30年3月31日まで

4 変更に係る事項

- (1) 処理区域及び排水区域の変更
- (2) 主要な管渠の変更
- (3) 主要な貯留施設の変更

5 縦覧場所

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局下水道部計画課

6 縦覧期間

平成26年3月6日から平成26年3月20日まで（土曜日及び日曜日を除きます。）

7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）

8 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案につ

いての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記6の縦覧期間満了の日までに、上記5の場所に提出してください。

(上下水道局下水道部計画課)